令和4年度 配偶者暴力加害者プログラムに関する調査研究事業

配偶者暴力加害者プログラム 実施のための留意事項

令和5年5月 内閣府男女共同参画局

目次

i.	[実施のための留意事項」の背景と目的	
	•	背景	1
	•	目的	2
ii	i. 「	実施のための留意事項」の性格	2
	i.	用語の定義	
1		OV加害者プログラムの位置付け	
	(1)	加害者プログラムの目的	4
	(2)	加害者プログラムが対象とする者	4
	(3)	加害者プログラムを実施する際に認識すべきリスク	6
2	D	V加害者プログラム実施のための多機関連携	7
	(1)	加害者プログラム実施における多機関連携の目的	7
	(2)	加害者プログラム実施体制モデル	8
	(3)	関係機関の考えられる役割	14
3	D) V加害者プログラム実施団体のあるべき姿	15
	(1)	実施団体の責務	15
	(2)	備えるべき人員体制と役割	16
	(3)	資質の担保と維持	17
4	D) V加害者プログラムの運営	18
	(1)	加害者プログラムの内容	18
	(2)	受講条件	19
	(3)	加害者・被害者への面談とプログラム説明	20
	(4)	参加費	20
	(5)	プログラム実施期間中の被害者支援	20
	(6)	プログラムの中断・中止	21
	(7)	効果測定	24
	(8)	プログラムを受講した証明書等について	24

i. 「実施のための留意事項」の背景と目的

背景

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止法」という。)は、第 25 条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者更生のための指導の方法等について調査研究の推進に努めるよう規定している。

内閣府では、「配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究」として平成 14 年度から調査 研究を行い、平成 16 年度には地方公共団体の協力を得て、試行実施を含む調査研究を行った。

平成 17 年度報告書では、加害者プログラムの実施への国の関与について、復縁を迫る口実にするためや、調停や裁判における心証を良くするためにプログラムを利用しようとする加害者がいること、プログラムの有効性についての明確な結論が得られていないこと等を理由に、「国が任意参加による加害者更生プログラムについて本格的な関与を行うことは、現時点においてはその条件が整っていないと言わざるを得ない。」と示された。

その後、海外での加害者への取組を参考とした民間団体における加害者に対する取組が進展するとともに、被害者が逃げないで済むための方策に関するニーズへの対応が必要だという認識が高まったことが、平成 28 年度の内閣府「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」で示されている。

同事業では、被害者支援団体へのヒアリング調査を基に「加害者プログラムを被害者支援のための一つのツールとして捉え、包括的な視点で検討することが必要」と結論付けられた。報告書の中では、「現行の被害者支援体制においては、加害者の元を離れざるを得ない状況に追い込まれた被害者を対象とする支援が中心となっており、加害者の元を離れることが難しい状況にあるか、被害を受けた側が逃げるのではなく、加害者が行動を変えることによって暴力がない生活を実現したいと考える被害者に対しては、具体的な支援策がなく、被害が深刻になるまで暴力に耐えざるを得ない状況に置かれているのが現状」という課題や、「暴力の危険度によっては、加害者プログラムが介在することにより、加害者と同居している被害者の安全・安心の確保を図ることが可能な場合もある」との考え方が示されている。

さらに、平成 30 年から令和元年にかけて起きた児童虐待死亡事例において、虐待のほう助や保護責任者遺棄致死の罪に問われた母がDVの被害を受けていたことが明らかにされたことなどから、児童虐待への対応の観点からも、DV加害者への働きかけの重要性への注目が高まった。警察から児童相談所への通告件数が増加し、「面前DV」の問題も顕在化する現状において、配偶者からの暴力の被害者及びその子の安全・安心の確保に向けて、DV・児童虐待の加害者を対象としたプログラム等の実施を検討する必要性が指摘された。こうした中、令和元年に制定された「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第

46 号)には、「配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の 在り方」に関する検討規定が盛り込まれた(附則第8条第2項)。

内閣府においては、こうした経緯及び顕在化した被害者ニーズを踏まえ、令和元年度から再び調査研究を実施してきた。令和2年度には1箇所(広島県)で試行実施を行い、DV事案における一連の被害者支援・加害者対応の中で、ケースワーク的視点を持って加害者プログラムを被害者支援の一手段として活用することの重要性が提言された。さらに、令和3年度には3箇所(熊本県、長崎県、広島県)での試行実施を行い、その試行実施結果を検討材料とした検討の成果として、令和4年5月、「配偶者暴力加害者プログラム 試行のための留意事項」を取りまとめ公表した。

以上の経過を踏まえ、令和4年度には、調査研究事業を継続し、2箇所(東京都、大阪市)での試行実施を行うとともに、これまでの試行実施の結果等を踏まえ、更なる検討を行った。本書は、その成果等を踏まえ、上述の「試行のための留意事項」を改訂したものである。

· 目的

本書は、地方公共団体がDV被害者支援施策の一環として加害者プログラムを実施するに当たり留意すべき事項を示すことを目的としている。

ii. 「実施のための留意事項」の性格

本書は、現行の配偶者暴力防止法等によるDVの防止及び被害者の保護のための制度を前提として、地方公共団体が加害者プログラムを実施するに当たり留意すべき事項を示したものである。

なお、加害者プログラムについては、今後、被害者支援のための加害者対応の一つの手段として 更なる普及を図るため、プログラムの実施体制や受講の在り方等も含め、引き続き検討を行う必要 があるが、本書は、今後の施策等に係る検討の方向性等の提言等を行うものではない。

iii. 用語の定義

以下の用語について、本書においては次のとおり定義する。(五十音順)

No.	用語	定義		
1	事前面談	プログラム参加者(加害者)やそのパートナー(被害者)に対して、		
		プログラム開始前に行う面談。通常1回~3回程度行なう。プログラ		
		ム参加の背景や加害者の暴力の状況、薬物使用や飲酒の問題、生活の		
		様子等を聞き取り、プログラム参加の可否判断や、プログラムの中で		
		の関わり方の参考とする。		
2	コ・ファシリテーター	ファシリテーターと共にプログラムを進行する担当者。		
3	パートナー	DV加害者の配偶者(事実婚を含む)及び生活の本拠を共にする交際		
		相手。		
4	パートナーコンタクト	プログラム実施団体における、プログラム参加者(加害者)のパート		
	担当者	ナーである被害者との連絡担当者。		
5	ファシリテーター	プログラム進行の担当者。		
6	リスクアセスメント	危険度判定。ある指標に基づき加害者の暴力が一定期間内に起こるリ		
		危険度判定。ある指標に基づき加害者の暴力が一定期間内に起こる スクやその程度について判断すること。リスクアセスメント結果の		
		用例として、加害者への介入計画や被害者の安全計画を立てる際の資		
		料とすること等が考えられる。		
7	リファー	DV加害者・被害者・子の支援ニーズを見極め、必要な支援を実施す		
		ることができる機関・担当者に加害者・被害者・子どもをつなぐこ		
		と。		
8	DV	配偶者暴力防止法第1条に「配偶者からの暴力」として規定された身		
		体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危		
		害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼ		
		す言動。		

1 DV加害者プログラムの位置付け

(1) 加害者プログラムの目的

DV対応においては、相談から自立支援に至るまでの切れ目のない被害者支援と並行して、体系的な加害者対応が必要となる。

本書における加害者プログラムは、被害者支援の一環として、加害者プログラムに参加する動機付けのある加害者に働きかけることで、加害者に自らの暴力の責任を自覚させるとともに暴力の再発を防ぎ、加害者プログラムを通してDVのない社会を実現することが狙いとなる。具体的には、暴力のないパートナーシップを実現することなどが挙げられる。

加害者プログラムの目的は、大きく以下の3点といえる。

- 1. 被害者の安全を確実なものにすること。
- 2. 加害者が自身の加害責任を自覚すること。
- 3. 加害者の認知・行動変容を起こすこと。

ただし、上記3点はあくまで加害者プログラムが目指す到達目標であり、プログラムへの参加が必ずしも目的達成を保証するものではないことを、プログラムに参加する加害者及びそのパートナーである被害者に十分に説明をする必要がある。

なお、現行の制度において、DV加害者に対し、加害者プログラムの受講の義務付け等を行う 制度はなく、本書の対象とするプログラムは、受講の動機付けのない加害者に更生等を目的とす るものではない。

(2) 加害者プログラムが対象とする者

プログラムが対象とする加害者は、パートナーに対しDVを行った者で、自らが変わることに対する動機付けを持つ者とする。被害者との同居を継続している加害者についても、プログラムの対象とする。

なお、加害者が行ったDVの行為の内容を身体に対する暴力に限定するものではなく、また、 配偶者暴力防止法に基づく保護命令の発令の有無を問うものでもない。

現行の制度において、加害者に対し、加害者プログラムの受講の義務付け等を行う制度はなく、加害者本人の希望に基づく任意参加の方式をとる。任意参加を前提とする中、被害者からの暴力に関する指摘や、離婚・別居に至る危機意識をもとに参加を希望する者は多い。このように、プ

ログラム参加の動機付けが高い加害者は、それが外的要因によるものであれ、自身の暴力行為に ついてある程度の認識を有するといえる。

一方、任意参加方式では、被害者が加害者の強い心理的・物理的抑圧下にあって助けを求められない場合や、加害者に自身の暴力行為についての認識が全くなく再暴力のリスクが高い場合等については、プログラム参加が期待できない。

(3) 加害者プログラムを実施する際に認識すべきリスク

① 加害者に利用されるリスク

加害者プログラムは、場合によっては被害者にとって危険なものになり得ることについて十分留意する必要がある。DV事案においては、多くの場合加害者が暴力によって被害者を支配し、自己への従属を強いる構造にある。加害者がプログラムを受講しているという事実をもって、被害者に対して加害者が更生をしたという錯覚を与えて別居や離婚を回避し、支配関係を継続させるリスクがあることは認識しなければならない。そのため、加害者プログラムが被害者の不利益につながらないような条件を付けることも考えられる。例として、調停中の者は被害者コンタクトに同意することを参加条件にすることや、加害者と被害者が係争中の場合、結果が確定するまではプログラム参加を認めないことがあるなどの方策を講じることも考えられる。

② 被害者に起こり得るリスク

プログラム実施に伴い、加害者が被害者に更なるDVを行う状態に陥るような場合、配偶者暴力相談支援センター等の機関において緊急時における安全の確保及び一時保護等(以下「一時保護等」という。)を行い、被害者の保護を図る必要が生じることが想定される。加害者の暴力の様子と被害者の安全確保には十分な注意を払い、プログラムの継続や中止により被害者に危険が生じる可能性等を見極めた上で、必要に応じて、加害者のプログラムの受講中止や、配偶者暴力相談支援センター等から被害者に対し一時保護等を受けることを勧奨するなどの必要性を判断する。例えば、プログラム中断時に加害者と被害者が同居している場合、加害者から被害者への攻撃性が高まる可能性があり、危険が急迫していると判断される場合には、一時保護等により被害者を保護する必要が出てくる。

被害者がプログラムの効果に過度な期待を抱かないよう、プログラムへの参加が必ずしも 脱暴力の達成を保証するものではないことについて、加害者・被害者の双方にプログラム開 始前に説明をする必要がある。同時に、被害者の身に万が一危険が及んだ場合、迅速に安全 を確保するための体制を整備し、被害者にも緊急時の対応について事前に説明することが求 められる。

2 DV加害者プログラム実施のための多機関連携

(1) 加害者プログラム実施における多機関連携の目的

本書における「多機関連携」とは、DV被害者支援と同様に、複数の関係機関・団体(14 頁の関係機関の役割の表を参照のこと。)が連携・協力しあって進めることが重要であるとの考え方の下で実施するものであり、その目的は以下のとおりである。

① 加害者をプログラムへつなぎ、脱暴力の機会を提供すること

DV被害者支援・加害者対応に携わる関係機関が地域のプログラム実施団体を認知し、加害者プログラムの提案をDV事案対応における一つの選択肢として持つことは、加害者への脱暴力の機会提供に寄与する。

プログラムにつながるルートを加害者本人からプログラム実施団体への参加応募によるものにとどめず、関係機関からのプログラム紹介によるルートを確立することでプログラムの入り口が拡充される。また、関係機関が加害者にプログラムへの参加を提案し、働きかける場合には、加害者本人が直接実施団体へ申し込む場合と比べ、より暴力についての自覚が薄い加害者もプログラムにつながる可能性が生まれると想定される。

② 関係機関による相互理解促進により、支援ニーズに応じたリファーを可能にすること

関係機関が交流し、DV被害者支援・加害者対応についての活動内容を共有することで、 互いの専門性についての理解が深まる。業務の中で「自身が所属する機関では対応が困難だ が、おそらく他機関であればこういった対応が可能だろう」という発想を持ち、より適切な 支援機関に加害者・被害者・子をリファーし、複数の関係機関で支援を進めることができる。

③ 被害者の安全確認と、緊急時の迅速な対応をすること

プログラム実施期間中、被害者であるパートナーの安全が守られているかを確認し、万が一危険が生じた場合には即座に対応できる体制を整えることが多機関連携の重要な目的となる。多機関連携の一例に、加害者対応、被害者支援それぞれに担当者が付き互いに情報共有を行うこと、警察がプログラム参加者(加害者)とパートナー(被害者)の氏名や連絡先を把握すること等がある。これによりプログラム参加中に加害者が被害者やその子どもに暴力をふるった場合、各関係機関において、加害者のプログラムへの参加中止、被害者とその子の一時保護等、加害者の検挙等の必要な対応を判断することができる。

(2) 加害者プログラム実施体制モデル

① 加害者プログラムの実施方法

地方公共団体が加害者プログラムに取り組む際、「プログラム実施団体への委託」「プログラム実施団体への助成金又は補助金の支給」「地方公共団体自らによるプログラムの実施」のいずれかの実施方法が考えられる。

また、実施団体のプログラムに加害者が参加する際に地方公共団体が参加費を補助することや、地方公共団体のDV対策連絡協議会等の会議体のメンバーに実施団体を加える、関係機関に実施団体を周知することで加害者をプログラムにつなぎやすくすることも考えられる。各実施方法について想定される利点と課題は、以下のとおり。

実施方法	利点	課題
プログラム実施団体への委託	プログラム実施団体の委託基準を定めることで、加害者プログラムの質を保つことができる地方公共団体が定める情報共有ルールや人員体制の整備を実施団体に求めることができる	事業予算の確保近隣地域等で活動するプログラム実施団体を見つける必要がある地方公共団体担当職員がプログラムについて理解し、委託基準を作成する必要がある
プログラム実施団体へ の助成金・補助金の支給	・ 助成金・補助金の支給対象とするプログラム実施団体の基準を定めることで、加害者プログラムの質を保つことができる	・ 助成金・補助金の財源確保 ・ 近隣地域等で活動するプログラム実 施団体を見つける必要がある
地方公共団体自らによるプログラムの実施	・ 地方公共団体において、加害者や被 害者に関する情報を一次的に把握す ることができる	・ プログラム実施担当者となる職員の配置が必要となる・ 地方公共団体職員がプログラムを実施するために必要な知識やスキルを習得し更新する研修が必要である

② プログラム開始前に地方公共団体が準備するべきこと

プログラム実施に当たり、地方公共団体は以下のような準備をする必要がある。なお、この準備については地方公共団体が実施団体へ委託をする場合の例を記している。#7の関係者会議への参加機関はp.14(3)関係機関の役割の表を参照して検討されたい。

#	準備内容(例)		
1	加害者プログラム事業を実施する担当課の確認・決定		
2	実施方法の決定		
3 実施計画の策定			
4 多機関連携の体制づくり			
5 実施団体候補の選定			
6	実施団体の決定と契約締結		
7 関係者会議			
8	プログラム実施について市民へ周知・参加者募集		

③ 情報取得·共有

プログラム実施に当たり、以下の情報について取得・共有することが望ましい。加害者、被害者の全ての情報は、それぞれ本人同意のもとで取得する必要がある。また、取得した情報を共有することについても、本人の同意を書面等で取ることが前提となる。

取得が必須である情報種別に「◎」、取得が任意である情報種別に「○」を付けている。

情報種別	情報取得者 1	情報取得元	情報共有範囲
◎プログラム参加者(加害	プログラム実施団体	加害者本人	・地方公共団体 DV 担当課
者)氏名・連絡先	J J J J J J J J J J J J J J J J J J J		· 警察
◎加害者基礎情報	プログラム実施団体	加害者本人	・地方公共団体 DV 担当課
· 年齢	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
・プログラム参加経緯			
・パートナー (被害者) との			
同居 or 別居			
・子どもの有無と同居 or 別			
居			
○加害者詳細情報	プログラム実施団体	加害者本人	-
・暴力の状況			
• 通院歴			
・依存症の有無 等			
○加害者の診療情報	プログラム実施団体	主治医(加害者本人	-
		の了承を前提とす	
		る)	
○パートナー (被害者) 氏	プログラム実施団体	被害者本人	・地方公共団体 DV 担当課
名・連絡先	配偶者暴力相談支援セン		・警察
	ター		・配偶者暴力相談支援セン
	被害者支援機関		ター
			• 被害者支援機関
			・プログラム実施団体
○パートナー(被害者)の状	プログラム実施団体	被害者本人	・地方公共団体 DV 担当課
況	配偶者暴力相談支援セン		・配偶者暴力相談支援セン
・加害者がプログラムを受講	ター		ター
することに対する被害者の	被害者支援機関		・被害者支援機関
意見			・プログラム実施団体
・現在、被害者に関わってい			
る関係機関とその担当者氏			
名			

-

¹ ①加害者プログラムに関する取組の実施方法が、「地方公共団体自らがプログラムを実施」である場合には、情報取得者は全て地方公共団体DV担当課となる。

④ 緊急対応の仕組み

・ プログラム開始前にするべき準備

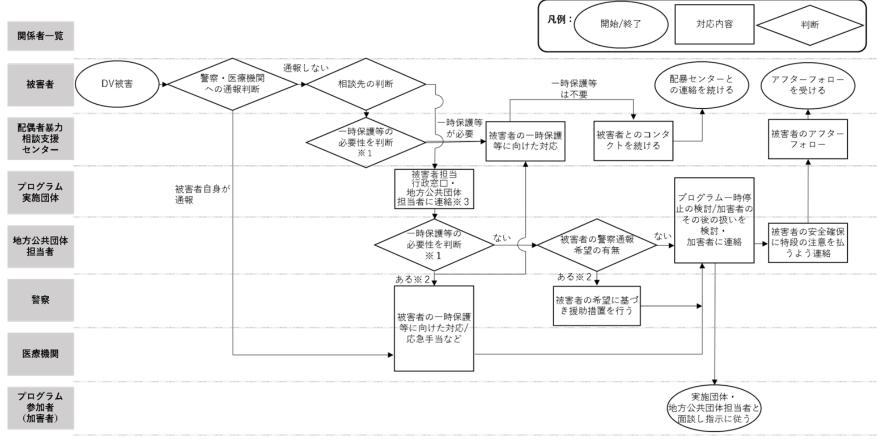
#	担当機関	準備内容
1		地域に則した関係機関(実施団体含む)対応マニュアルを策定
2		パートナー(被害者)に配布する被害相談受付窓口一覧を作成
		加害者/被害者本人の同意を得られる場合、警察、配偶者暴力相談支援セ
3		ンターにプログラムの実施期間と参加者(加害者)・そのパートナー
	地方公共団体担当課	(被害者)の氏名・連絡先を共有
		プログラム実施期間中の各機関の役割について、関係機関と書面で合意
4		する
5		各地域の男女平等審議会等に諮り、地域住民との合意形成を図る
		地方公共団体が作成した被害相談受付窓口一覧をパートナー(被害者)
6		に配布し、プログラム参加者(加害者)による暴力が発生した際には通
		報・相談をするよう依頼
		加害者/被害者本人の同意を得られる場合、パートナー(被害者)の氏名
7		と連絡先を確認し、プログラム参加者(加害者)の氏名・連絡先と合わ
		せて地方公共団体に共有
		プログラム参加者(加害者)から以下について同意を得る
	プログラム実施団体	・パートナー(被害者)への暴力が発生した場合には地方公共団体や警
		察に報告すること
		・パートナー(被害者)への暴力が発生した場合にはパートナーコンタ
8		クト担当者からパートナー(被害者)に連絡を取り、状況を把握する
		とともに必要な対応を行う。
		・加害者プログラム参加中に知り得た、他の参加者が話した自身の暴力
		や家族等に関する情報を口外しないこと
		※より詳細な参加者同意事項については4章(6)の誓約書例を参照
9		必要に応じてパートナー(被害者)の事前面談に同席し、パートナー
	配偶者暴力相談支援	(被害者) との面識を持つことで、相談しやすい関係を築く
10	センター	プログラムの内容についての被害者からの要望等については、対応でき
10		ないため、プログラムの内容に関して連絡できる部署を伝える
		加害者/被害者本人の同意のもとで地方公共団体から共有されたプログラ
11	警察	ム参加者(加害者)、パートナー(被害者)の氏名・連絡先を確認し、
11	音乐	必要に応じて 110 番通報登録を行うなどして通報等があった場合に備え
		<u>る</u>

プログラム実施期間中の対応

プログラム実施期間中の対応を3分類で整理した。ただし、 $CASE1 \sim 3$ のフローは地方公共団体が実施団体へ委託をする場合を想定して記載した一つの案であり、地方公共団体の加害者プログラム事業への関与の仕方によっては一時保護等の必要性を判断する主体等が変わる可能性があることに留意されたい。

CASE 1:被害者からの連絡による暴力の発見

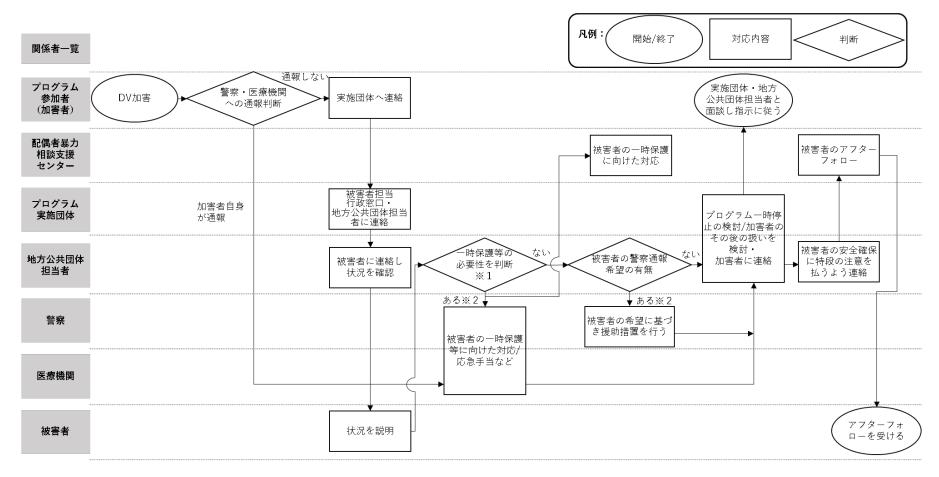
加害者から危害を加えられた、または危害を加えるといって脅されたと被害者が連絡する場合の対応フロー例



- ※1:被害者本人の希望を尊重しながら危険性を鑑みて判断する。
- ※2:警察や医療機関に通報した段階で被害者に通報した旨を連絡する。なお、被害の状況によっては被害者の希望の有無に関わらず警察へ通報する。
- ※3:実施団体は被害者から連絡を受けた場合、すぐに配偶者暴力相談支援センターにも連絡する。

CASE 2: 加害者からの連絡による暴力の発見

被害者に危害を加えた、または危害を加えると言って脅したと、加害者が連絡する場合の対応フロー例

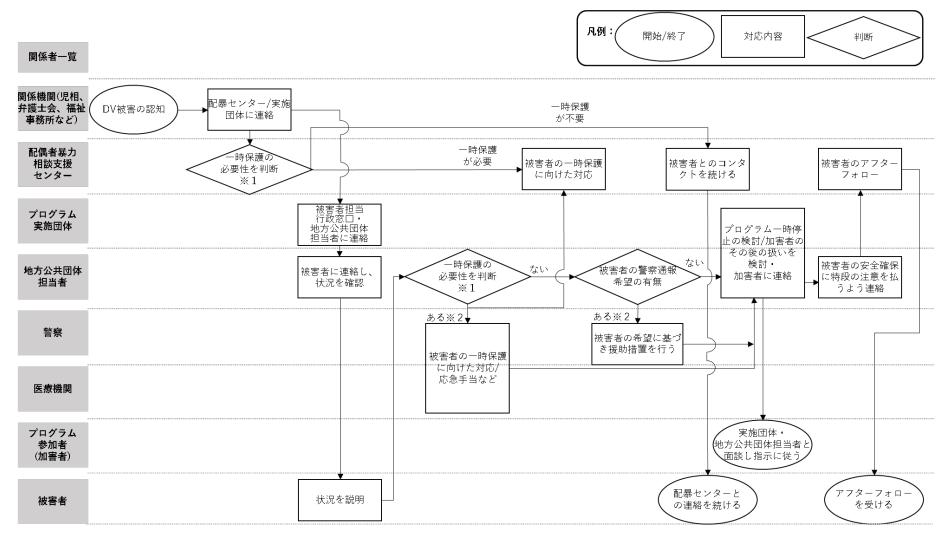


※1:被害者本人の希望を尊重しながら危険性を鑑みて判断する。

※2:警察や医療機関に通報した段階で被害者に通報した旨を連絡する。なお、被害の状況によっては被害者の希望の有無に関わらず警察へ通報する。

CASE3:関係機関からの連絡による暴力の発見

DV被害を認知したと、関係機関が連絡する場合の対応フロー例



- ※1:被害者本人の希望を尊重しながら危険性を鑑みて判断する。
- ※2:警察や医療機関に通報した段階で被害者に通報した旨を連絡する。なお、被害の状況によっては被害者の希望の有無に関わらず警察へ通報する。

(3) 関係機関の考えられる役割

関係機関の役割は、主に「プログラムの紹介」「プログラム参加者(加害者)対応」「パートナー(被害者)支援」の3つに区分される。各関係機関が果たす役割の例は以下のとおりである。ただし、地方公共団体DV担当課については事業への関与方法によって役割が変わる可能性がある。以下の表は2章(2) 加害者プログラム実施体制モデルに記したうち、「プログラム実施団体への委託」を想定して記載している。

【凡例:○…対応する、△…場合により対応する、一…対応しない】

機関名	プログラムの紹介	プログラム参加者 (加害者)対応	パートナー(被害者)支援
地方公共団体 DV 担当課	地方公共団体の相談窓口に連 絡・来所する被害者の希望に 応じてプログラムを紹介	加害者対応担当機関との連絡 調整を行う	被害者支援機関との連絡調整を行う
加害者プログラム 実施団体	地域での講演等におけるプログラムの周知、HPを通じた申し込み受付をする	事前面談を踏まえ、参加可能 と判断された加害者にプログ ラムを提供する	パートナーコンタクト担当者 を設置する場合、担当者は被 害者が適切な支援機関とつな がるように案内する
被害者支援団体	加害者から避難することがで きない被害者からの相談があ った場合、プログラムを紹介	加害者対応と被害者支援の担 当者を分けるため、原則加害 者には連絡を取らない	つながりを持つ被害者とはプログラム実施中も支援を継続 する
配偶者暴力相談 支援センター	相談窓口に連絡・来所する被 害者の希望に応じてプログラ ムを紹介	加害者対応と被害者支援の担 当者を分けるため、原則加害 者には連絡を取らない	被害者の相談窓口を担う。可 能であれば定期的なアウトリ ーチ支援を行う
児童相談所	相談、調査の過程等でDVの 可能性を把握した場合、プロ グラムを紹介	ケースワークの中で加害親へ の保護者指導を行う	子どもへの心理的虐待(面前 DV)等、ケースによって対 応
警察	DV事案への対応時に、加害 者や被害者の様子・要望に応 じてプログラムを紹介	加害者の暴力再発時等、通報 を受けて所要の対応を行う	被害者に危険が生じた際、通 報を受けて対応 (一時的な保 護等)
医療機関	加害者・被害者を診療する中でDVの可能性を把握した場合、プログラムを紹介	加害者が通院している場合、 プログラム実施期間中も継続 的に関与	被害者が通院している場合、 プログラム実施期間中も継続 的に支援
弁護士	離婚調停等で関わる加害者へ プログラムを紹介	加害者の代理人や弁護人であ る場合、プログラム実施期間 中も継続的に関与	被害者の弁護人である場合、 プログラム実施期間中も継続 的に支援
福祉事務所 (市町村)	相談窓口に連絡・来所する加 害者・被害者の希望に応じて プログラムを紹介	加害者が生活保護を受給して いる場合等には、福祉事務所 が関与することがある	相談窓口に連絡・来所する被 害者からの相談に対応
保健所・ 保健センター	相談窓口に連絡・来所する加 害者・被害者の希望に応じて プログラムを紹介	家庭の状況を確認・アセスメント。児童がいたり高齢当事者であったりする場合、自宅訪問/(アルコール依存やうつ等が見られる場合)必要に応じて医療機関へ接続	相談窓口に連絡・来所する被 害者からの相談に対応

3 DV加害者プログラム実施団体のあるべき姿

(1) 実施団体の責務

実施団体は、プログラムを実施するに当たり、以下の責務を有する。

(加害者対応について)

- 1. 加害者が自らの暴力行為を認め、その行為の責任を取り、自らの力で自己変革することを促進するための働きかけを行うこと。
- 2. 同一地域で被害者を支援している団体と協力関係を確立し、これを維持すること。
- 3. プログラムの受講が終わったこと自体が、加害者が暴力を振るわなくなったことを意味するものではないことについて、周知徹底を図ること。
- 4. グループの進行役や、被害者の支援を行う支援員等の職員に対し、業務を始める前に加害者向 けプログラムの指導方法に関する専門的事項について研修し、その後も研修や第三者の専門家 による指導等の機会を提供すること。
- 5. 加害者から、個人情報の取扱いに関する同意を得ること。

(被害者支援について)

- 6. DV被害者支援についてよく理解すること。
- 7. 被害者の心身の安全を確保するために必要な情報提供や支援機関の紹介を行うこと。
- 8. 被害者に、プログラムの持つ限界や、予測される危険について説明すること。

(関係機関との連携について)

- 9. プログラムの目的、内容等について、関係機関の理解と協力を得ること。
- 10. 多機関連携の一翼を担う存在として、地方公共団体・関係機関へ加害者及び被害者の情報を提供すること(原則本人同意のもと)。また、他機関から得た情報を加害者対応に活かすこと。
- 11. プログラムが被害者の安全を脅かし、加害者が自らの暴力の責任を回避することを容認する内容になっていないか、関係機関と定期的に連携・協力し、実施状況及び効果の評価を行い、その結果に基づき必要に応じて改善すること。

(2) 備えるべき人員体制と役割

プログラム実施団体は、以下のような人員体制を整えることが望ましい。プログラム実施団体のメンバーは並行して本業を持つことが多いため、目安人数より多くのスタッフを備え、シフト形式で対応することが現実的である。

また、実施団体の中にパートナーコンタクト担当者を置く場合には、加害者コンタクト担当者 との役割分担を明確にし、加害者・被害者に関する情報を他方に伝えないよう徹底する必要があ る。なお、パートナーコンタクト担当者は被害者支援の中心人物となるのではなく、被害者が適 切な支援機関とつながるように案内することが望ましい。

役職	役割	目安人数	備考
ファシリテーター	・プログラムの進行	2~3名	-
コ・ファシリテーター	・ファシリテーターを補完する 形でプログラムを進行	1~2名	-
書記	・プログラムの議事録作成 ・プログラム中の参加者(加害 者)の発言、様子等を記録	1~2名	-
加害者コンタクト 担当者	・プログラム実施期間中に参加 者(加害者)から連絡を受け る窓口となる	1~2名	 ・ファシリテーターやコ・ファシリテーターが参加者(加害者)へのコンタクト担当者を兼ねてよい ・実施団体内にパートナーコンタクト担当者を置く場合、当該担当者から得た被害者の情報は被害者同意がない限り加害者に漏えいしてはならない
パートナーコンタクト 担当者 (被害者支援団体や配 暴センターが担当者に ならない場合)	・パートナー(被害者)の面談 実施 ・プログラム参加者(加害者) の暴力が発生した際のパピラトナーからの連絡窓口を担う ・被害者から相談があった検 合、被害者の身の危険を検に情報を共有する ・被害者が支援機関とつながりを持つための案内をする	1~2名	 ・パートナーコンタクト担当者は加害者対応をせず、パートナーからの相談窓口を専任するのが情報管理上は望ましいが、実施団体の人数やプログラムの進め方によっては、加害者コンタクト担当者と兼ねる場合も考えられる。その際は、被害者・加害者双方の情報の取扱いにルールを設け、管理を徹底する。 ・被害者から相談を受けた場合、プログラム参加者(加害者)へは直接接触せず、別の者が対応する ・被害者から得た情報は、被害者同意がない限り加害者に漏えいしてはならない・緊急に安全上必要な場合を除き、プログラムの中で参加者(加害者)が話した内容をパートナー(被害者)に伝えない
事務	・実施団体の会計管理や会場の 予約	1~2名	-

(3) 資質の担保と維持

プログラム実施団体のメンバーは、プログラム提供者として必要な知見・スキルを有し、それを維持することが必要となる。実施団体は地方公共団体が定める情報共有ルールを遵守し、参加者(加害者)・パートナー(被害者)について知り得た氏名や連絡先等の情報を本人同意のもと、地方公共団体や関係機関に迅速に報告することも求められる。情報取得・共有については9頁2章(2)③情報取得・共有の表に記したとおりである。

プログラム提供者としての資質の担保・維持のためには、以下のような取組をすることが望ましい。

① 定期的な研修への参加

加害者に対して適切な態度で接し、プログラムを進行するためファシリテーター、コ・ファシリテーターとなる者は加害者向けプログラムの指導方法に関する専門的事項について研修を受ける必要がある。また、研修は1度参加すればよいというものではなく、プログラム実施者としての知識や経験を得るため、定期的に参加をすることが望ましい。

② 他実施団体との交流

加害者プログラムを実施している全国の実施団体と交流し、プログラム進行時の悩みや活動を通して得た学び等について意見・情報交換することにより、普段の活動の中では見えていなかったような新たな視点の獲得につながる。各地域において、実施団体の数は限られていることも多いと想定されるため、オンラインの活用もしながら他実施団体と交流することには意義があると考えられる。

4 DV加害者プログラムの運営

(1) 加害者プログラムの内容

① 内容について

プログラムは「被害者の安全を確実なものにすること」「加害者が自身の加害責任を自覚すること」「加害者の認知・行動変容を起こすこと」を目的にした、脱暴力を目指すものである。加害者によってはプログラム参加動機に「パートナーとの関係改善」を据える者もいるが、これはあくまでプログラムがもたらす可能性のある結果であり、目的ではない。

また、プログラムの内容は実施団体ごとに違いはあるものの、令和4年度の試行実施に関わった各民間団体において行われたプログラムに共通するのは、DVが何かを深く知ること、DVによってパートナー(被害者)や子がどのような影響を受けるのか、暴力のない関係や相手を尊重するとは具体的にどのようなことなのか、さらには、再発防止について考えさせ、加害者にグループで話す機会と他の加害者の話を聞く機会を与えることである。脱暴力を目指すことを前提に置きながらも、その内容については一定の多様性を認め、加害者の特性・状況に応じたプログラムを提供できるようになることが望ましい。

② 回数について

体系的なプログラムの場合、1 クール当たりの回数を定めることが多い。令和 $3\sim4$ 年度試行実施では、13 回 ~18 回程度を1 クールとしてプログラムが行われた。プログラム終了後も加害者の状況によっては次クールへの継続的な参加を促す場合もある。

③ 実施方法について

DV加害者プログラムの実施方法としては、参加者に会場に来てもらう対面形式と、自宅等からWEB会議システムにて参加してもらうオンライン形式の 2 種類の方法がある。各形式については、プログラムの各回の内容や実施者及び参加者の状況に応じて使い分けることができればよい。以下に各形式の特徴を示す。

実施方法	7法 特徴		
	ファシリテーターは参加者の反応を見ながらプログラムを進めることがで		
対面形式	き、双方向コミュニケーションが実現しやすいため、ロールプレイングや		
	グループディスカッションに適していると考えられる。		
	参加者が遠方からも参加しやすくなることが利点として挙げられ、ファシ		
	リテーターが講義を行うような座学講習は実施しやすいと考えられる。		
オンライン形式	※オンライン形式で実施する際は、録音・録画、他者の覗き込み、音漏れ		
	等による情報漏洩のリスクがあるため、事前に参加ルールを周知するな		
	ど十分に留意する必要がある。		

④ 実施規模について

3(2) 「備えるべき人員体制と役割」では、実施団体におけるプログラム運営に必要な役割と人数を示したが、実施団体の規模や人員体制によっては、目安よりも少ない人員でプログラムを運営する可能性がある。少人数でプログラムを運営、実施した場合、実施者がファシリテーターや事務担当等複数の役割を兼任しなければならず、プログラムの実施に十分な時間を割くことができなかったり、参加者及びパートナーへのコンタクトにおいて十分なフォローができなくなったりすることも考えられる。そのため、運営に必要な作業内容を確認の上、必要な体制を確保してプログラムを運営、実施することが必要である。

なお、参加者数の目安としては、3(2)に示した体制では、1 つのグループにつき 8 名程度を 想定している。プログラム実施に当たっては、実施団体の体制の規模に応じて、対応可能な 人数となるようプログラムの参加者数の上限を調整した方がよい。

(2) 受講条件

① 加害者本人が脱暴力に向けて認知・行動の変化を望んでおり、プログラム参加の意思を持っていること

プログラム参加は加害者本人の意思に基づく。自身に暴力行為があることを認識し、認知・行動の変容を望む者がプログラム対象者となる。

② 原則としてパートナー(被害者)が加害者のプログラム参加を認識していること

被害者支援の一環としてのプログラムであるため、原則パートナー(被害者)が加害者の プログラム参加を認識していることが望ましい。加害者からの申し出のみでプログラムを開 始する場合、加害者が別居や離婚回避のためにプログラムを利用する可能性がある。ただし、 すでに別居や離婚により元パートナーとの関係性が破綻しており、連絡が取れる関係性にな い場合には被害者の身に危険が及ぶリスクを慎重に検討した上で、例外を認めるべきである。

③ 被害者の安全を確認するために、パートナーコンタクト担当者から被害者に連絡が取れること

被害者が加害者と同居している場合にはプログラム実施期間中に万が一加害者の暴力が再発した際に被害者の安全を迅速に確認できるよう、実施団体のパートナーコンタクト担当者や配偶者暴力相談支援センター等の被害者支援機関が被害者の連絡先を把握することを強く推奨する。仮に、加害者が「被害者が実施団体と連絡を取ることを望まない」と申告する場合であっても、それが事実とは限らないため、同居の場合には、可能な限り一度は連絡を取ることが望まれる。

ただし、被害者が加害者と別居しており、加害者と関わることを望まない場合には、被害者に連絡を取る必要はない。加害者から距離を置いている被害者の場合、加害者に関する些細な情報であってもフラッシュバックを起こす可能性がある。

④ 参加希望者にグループワークに参加できないような問題がないこと

プログラム参加希望者(加害者)に精神疾患、アルコール依存、薬物依存等があり、グループワークへの参加が難しいような状況の場合には、プログラム参加に先立ち医療機関等の受診を促す必要がある。その上で、専門家の助言を踏まえプログラム参加の可否を決定する。

加害者が精神科等の医療機関に通院している場合には、何か問題が生じた場合にはプログラム実施団体と主治医が加害者の状態等について連絡を取り合うことのできる関係性を持っておくことが望ましい。

(3) 加害者・被害者への面談とプログラム説明

プログラム実施団体は、プログラム開始前に参加希望者の面談を行い、暴力の程度や種類、依存症の有無、被害者との同居・別居状況等を確認する必要がある。また、可能であれば参加者のパートナー(被害者)についても同様に面談とプログラムについての説明を行うことが望ましい。

加害者、被害者の双方に対し、プログラムの目的は脱暴力の達成・維持にあること、その上で プログラムへの参加が必ずしも脱暴力の達成を保証するものではないことについて、プログラム 開始前に説明をする必要がある。

(4) 参加費

適切なプログラム参加費用を一律に定めることは難しいが、プログラム参加のモチベーション維持の観点からは、プログラム参加費用を無料とするのではなく、加害者本人が負担することが望ましいと考えられる。

他方、高額なプログラム参加費の支払いは困難である可能性が高い。参加希望者に対する参加 費補助制度を導入し、プログラムに参加しやすくすることを検討することも考えられる。また、 所得に応じた参加費を設定することも考えられる。

(5) プログラム実施期間中の被害者支援

加害者プログラムの運営に当たり、実施団体は2章で示した加害者対応・被害者支援の分離や 緊急時の対応を遵守し、被害者の安全を守ることが求められる。 また、加害者の暴力行為等によりプログラム中断・中止があった場合には、実施団体のパートナーコンタクト担当者が被害者支援を担当する機関に状況についての引継ぎを行い、心理的なケアや必要に応じた一時保護等につなぐなどの援助を行う。

また、被害者向けの取組として、2章に示した安全確認と、緊急時の迅速な対応等の対応のほか、必要に応じてパートナー(被害者)向けのプログラムを実施してもよい。パートナーがDVの基本的な知識を学ぶとともに、パートナー同士が互いの体験を共有することで気づきや価値観の変化を促し、今後の加害者・被害者の関係性に変化を促すことにつながり得る。

(6) プログラムの中断・中止

地方公共団体はプログラム中断・中止のルールを事前に定め、実施団体と認識を合わせること が望ましい。定めた中断・中止ルールはプログラム開始前に参加者(加害者)とパートナー(被害者)にも伝え、中断・中止基準について事前に理解してもらうようにする。

プログラム参加に当たり、参加者が実施団体と交わした誓約内容に違反した場合、またはルールに基づいた参加継続が不相当であると判断した場合には、中断・中止の判断をする。委託実施をしている場合には、中断・中止について地方公共団体との協議が必要となる。

< 中断・中止ルール (例) >

- 1. プログラム参加者(加害者)について、警察通報があり被害者の安全にリスクが生じた場合、被害者の安全を脅かす身体的暴力等をふるった場合には、当該参加者のプログラム参加を中止とする。 <以下は対応策>
 - ▶ 警察通報、被害者の安全を脅かす身体的暴力等があったという事実をプログラム実施者・地方公共団体が検知できるよう、加害者本人・被害者に、「参加者(加害者)が被害者の安全を脅かす身体的暴力等をふるった場合、加害者は実施者に、被害者はパートナーコンタクト担当者に共有すること」を事前に伝える。
 - ◆ 可能な場合には、パートナーコンタクト担当者は、定期的に被害者に状況を確認するなど、 アウトリーチをするよう努める。
- 2. 被害者への暴言等、精神的な暴力があった場合には、被害者、参加者(加害者)がそれぞれのコンタクト 担当者と面談を行って対策を整理し、被害者の安全が確保できる場合に限り再開する。
- 3. 地方公共団体が準備する緊急対応フローにしたがった対応がとられなかった場合には、当該参加者だけでなく、その地方公共団体の全ての参加者について一旦プログラム参加を見合わせる。

(具体的には、暴力事案等が生じた際に、実施団体が事前に調整した対応フローを遵守せず、独自の対応をされ、事態が悪化してしまった場合等を想定)

▶ 緊急対応フローが整い、被害者の当面の安全が確保される見通しが立ったら、プログラムを再開する。被害者の安全が確保されないと判断された場合には、暴力をふるった参加者(加害者)のプログラム参加を終止とする。(具体的には、実施団体が以後対応フローを遵守することを約束した場合等を想定)

(参考:中止ルール1~3のまとめ)

#	対象者	プログラム中止の誘因	プログラム再開の誘因	プログラム完全終止の誘因
1	特定の	・警察通報があり被害者の安全に リスクが生じた場合 ・加害者が被害者の安全を脅かす 身体的暴力等をふるった場合	被害者の当面の安全確保が できる見通しがついた場 合、加害者が暴力の再発防 止策を策定し、実現可能で あると評価された場合	被害者の安全確保ができない場合
2	加害者	・暴言等、被害者への精神的暴力があった場合	被害者、加害者が各コンタ クト担当者と面談を行って 対策を整理し、被害者の安 全が確保できる場合	被害者の安全確保ができない場合
3	プログラム 実施団体	・実施団体が事前に取り決めた緊 急対応フローとは異なる対応を とった場合	実施団体が以後対応フロー を順守することを約束し、 被害者の当面の安全確保が できる見通しがついた場合 /緊急対応フローを実現可 能な内容に改訂した場合	被害者の安全確保ができない場合

<講座参加に当たっての誓約書(例)>

私は、(講座名)(以下「本講座」という。)に参加するに当たり、以下の事項を遵守することを誓います。

(暴力の防止)

- 1. パートナーに暴力を振るわない、又は暴力を振るうと言って脅さないこと。
- 2. 保護命令が発令されている場合は、それを遵守すること。
- 3. 暴力の危険が高いとスタッフが判断した場合には、スタッフがパートナーとコンタクトを取ることがあることに同意すること。

(講座の目的外利用の禁止)

4. 本講座の受講を、自らの力で自己変革する目的以外で利用しないこと。

(講座参加に関すること)

- 5. プログラムの目的・趣旨に賛同すること。
- 6. 講座に連続して出席すること。プログラムは全回出席することが原則であり、欠席する場合は前日までに(実施団体名)へ連絡すること。
- 7. 講座開始時刻までに会場に入室していること。遅れる場合は、講座開始前までに(実施団体名)へ電話で連絡すること。
- 8. 飲酒して参加しないこと。
- 9. 講座の進行役、(実施団体名)及び関係者、他の講座参加者に対して、暴言、暴行、脅迫、誹謗、中傷は絶対にしないこと。
- 10. 講座では、積極的に発言するとともに、他の講座参加者の話をよく聞くこと。
- 11. 講座外で他の講座参加者と連絡を取り合わないこと。

(講座参加費用に関すること)

- 12. 受講料はプログラム開始前に一括で支払い、途中で参加中止になった場合でも払い戻しは受けられないことに同意すること。
- 13. 補習を受ける場合の費用は、受講料とは別に支払うこと。

(講座の情報に関すること)

- 14. 受講期間中及び講座終了後、講座の中で知り得た他の講座参加者が話した暴力や家族等に関する情報及び実施団体スタッフに関する情報等を漏らさないこと。
- 15. 講座中に配布した書類を許可なく持ち出さないこと。
- 16. 講座中は、録音・録画等をしないこと。

(その他)

17. その他講座の進行に関する(実施団体名)の指示に従うこと

○年○月○日

(参加者の署名)

(7) 効果測定

プログラム前後で加害者・被害者の状況確認等を行うことは、プログラム自体の改善策を検討するために活用するだけでなく、プログラムの効果が発揮されやすい加害者の特性や中途離脱傾向が高い加害者の属性を検証したり、プログラムを継続受講するべきかなどの支援方針を検討したりするためにも有用である。効果測定時には、加害者の暴言・暴力・生活態度の変化や、被害者の気持ちの変化、子の様子等を確認することが考えられる。また、実施の効果測定に当たり、地方公共団体は可能な限り加害者・被害者をフォローアップするとともに、データをとって検証できるよう、プログラム実施団体と継続的な関係性を構築することが望ましい。

(8) プログラムを受講した証明書等について

プログラム実施団体は、プログラムを受講している加害者から、受講証明を出してほしいとの依頼を受ける場合がある。加害者の中には、民事の離婚調停中の者や、刑事司法手続の最中にある者もおり、そうした加害者本人や加害者の弁護人等が加害者の有利になるような目的で受講証明等を求める場合もあるため、このような依頼には慎重に対応する必要がある。

① 参加者への事前説明

プログラム参加前の面談等で、加害者に対して受講証明書等を発行しない旨、あらかじめ 説明しておくことも考えられる。

② 証明書等への記載事項

書面による何らかの証明等を発行する場合には、依頼した加害者が出席したプログラムの期間や回数(いつからいつまで、何回受講したか)など、客観的な事実事項のみの記載とすることに加えて、受講したことをもって暴力をふるわなくなったことを証明するものではないことを明記するなど、誤解が生じないようにしなければならない。

③ 保有自己情報の開示請求への対応

地方公共団体が加害者のプログラム受講に関する情報を保有する場合には、受講した加害者が個人情報保護に関する法律に基づき、保有自己情報の開示請求をする場合がある。その場合は、法令等に基づき、開示/不開示(一部不開示も含む)等の判断をすることとなる。その際、当該事業の実施に将来的な支障を及ぼすことが予想される場合等については、不開示等の決定をすることもあり得る。

令和4年度

配偶者暴力加害者プログラムに関する調査研究事業 配偶者暴力加害者プログラム 実施のための留意事項

発 行 日:令和5年5月

編集·発行: 内閣府 男女共同参画局